

開発建設部

管理課

係等	所掌事務
庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部並びに北部ダム事務所、北部ダム統合管理事務所、南部国道事務所、北部国道事務所、那覇港湾・空港整備事務所、平良港湾事務所、石垣港湾事務所及び国営沖縄記念公園事務所(以下この項において「部等」という。)の所掌事務に関する総合調整に関すること。 2 部の公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 3 部の公文書類の審査に関すること。 4 部の官印及び部内の官印の保管に関すること。 5 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画の作成及び推進に関する事務で部の所掌事務に関すること。 6 公益法人の設立許可に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、部等の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
契約係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の所掌に係る契約に関すること(契約管理係の所掌に属するものを除く。) 2 部所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。 3 治水特別会計、道路整備特別会計、港湾整備特別会計、特定国有財産整備特別会計及び空港整備特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
契約管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の所掌に係る契約に関する情報の公表に関すること(契約係の所掌に属するものを除く。) 2 契約業者の資格審査等に関すること。 3 部の所掌に係る入札監視委員会に関すること。
予算係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の所掌に係る予算の要求及び配分に関すること。 2 部の所掌に係る予算の流用及び繰越に関すること。 3 部の所掌に係る支出負担行為に関すること。
審査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の所掌に係る支出負担行為の確認に関すること。 2 部の所掌に係る支出負担行為及び支出の審査に関すること。 3 部の所掌に係る会計の監査に関すること。 4 会計検査に関すること。
出納決算係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部に置かれる支出官の事務に関すること。 2 部の所掌に係る決算に関すること。 3 部に置かれる歳入徴収官の事務に関すること。 4 部に置かれる会計機関の公印の保管に関すること。

補助金係	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の所掌に係る補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の交付に関すること。 2 補助金の予算管理に関すること。 3 補助金の支出負担行為に関すること。 4 補助金の会計検査に関すること。 5 その他補助事業に関すること。
職員管理専門職	<ol style="list-style-type: none"> 1 部等の職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。 2 部等の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。 3 部の職員の給与の出納に関すること。

用地課

係	所掌事務
企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 用地課の庶務及び予算に関すること。 2 直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準に関すること。 3 直轄事業に係る公共物の管理に関すること(他の所掌に属するものを除く。) 4 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第19条第2項の規定による土地開発公社に対する報告徴収又は立入検査に関すること。 5 補償コンサルタントの登録に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、用地課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
収用係	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地等の収用及び使用に関すること。 2 土地の明渡し及び地上物件の除去等に係る行政上の義務履行の確保に関すること。 3 損害の賠償、訴訟等に関すること(人に係るもの及び他の所掌に属するものを除く。) 4 その他直轄事業の起業者又は施工者として行う土地等の収用又は使用及びこれに伴う地上物件の移転等に関すること。
道路係	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に関する工事に必要な土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に関すること。 2 道路に関する工事に必要な土地又は建物の借入に関すること。 3 前2号の事務に伴う損失補償に関すること。

特殊補償係	<ol style="list-style-type: none"> 1 漬地の補償等に関する事。 2 事業損失の処理に関する事。 3 特殊な補償(港湾空港に関する工事のための漁業補償を除く。)に関する事。 4 その他直轄事業に係る工事及び調査による第三者に与えた損害の賠償又は補償に関する事。
-------	--

技術管理課

係	所掌事務
資材労務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査設計業務等の積算基準及び各仕様書等の制定及び改定に関する事。 2 調査業務積算システムの制定及び改定に関する事。 3 直轄事業の土木工事(調査設計業務を含む。)の検査に関する事(港湾計画課及び港湾空港情報管理官の所掌に属するものを除く。)。 4 土木工事用材料の試験(港湾計画課及び港湾空港建設課の所掌に属するものを除く。)に関する事。 5 直轄事業の土木工事の統計及び報告に関する事。 6 公共事業労務単価及び資材価格の調査に関する事。 7 その他直轄事業の建設工事に係る労働力及び資材の需給動向の調査に関する事。 8 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による技術検定に関する事。(道路管理課及び営繕課の所掌で他の所掌に属するものを除く。)。 9 前各号に掲げるもののほか、技術管理課の所掌事務で他の所掌に属しないもの。
基準専門職	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木工事の技術及び管理の改善に関する事。 2 直轄事業に係る積算基準に関する事(資材労務係及び道路管理課並びに営繕課の所掌に属するものを除く。)。 3 請負工事監督検査事務処理要領の制定及び改定に関する事。 4 技術検査要領等の制定及び改定並びに検査任命書の作成に関する事。 5 直轄事業の土木工事の施工方法の研究に関する事。 6 公共事業に係る土木技術者の養成及び土木技術者の向上に関する事。 7 土木工事積算システムの制定及び改定に関する事。

技術調査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄事業に係る入札及び契約制度に関する技術基準等の制定及び改定に関すること。 2 直轄事業(港湾計画課及び港湾空港建設課の所掌に属するものを除く。)に係る入札及び契約の技術的審査に関すること。 3 建設業者の選定基準の調査及び研究に関すること。 4 技術開発に関する資料収集及び技術活用パイロット事業実施要領の制定等技術開発に関すること。 5 公共事業に係る費用の縮減に関する関係行政機関の連絡調整に関すること。 6 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号)に規定する整備計画並びに特定周辺地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設に係るものに関すること。 7 災害復旧事業費の決定に関すること。
情報システム係	<ol style="list-style-type: none"> 1 電子計算機器の整備及び管理運営に関すること。 2 電子計算機器の利用に係る職員の技術向上に関すること。 3 電子計算機器の利用に係る調査研究に関すること。 4 汎用プログラムの開発及び保守に関すること。 5 電子計算機器とのデータの交換を目的とする事務機器の整備及び管理に関すること。

建設行政課

係	所掌事務
行政係	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の占用の許可その他の道路の占用に関すること。 2 道路の区域の決定及び供用の開始に関すること。 3 不用物件(道路法(昭和27年法律第180号)第92条第1項の不用物件をいう。)の管理及び交換に関すること。 4 沿道整備道路の指定に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、一般国道の管理の実施に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。 6 県道も若しくは市町村道の道路管理者又は地方道路公社に対する貸付及び有料道路の料金の審査に関すること。 7 地方道路公社の行う業務に関すること(道路建設課の所掌に属するものを除く。) 8 前各号に掲げるもののほか、建設行政課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

<p>管理係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 沖縄振興特別措置法第107条第3項の規定に基づき国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限に基づく事務(河川課の所掌に属するものを除く。) 2 多目的ダムに係る水利使用の許可、工作物の新築等の許可その他の河川の使用及び河川の規制に関すること。 3 前号に掲げるもののほか、多目的ダムの管理の実施に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。 4 河川、水流及び水面(港湾内の水面を除く。以下「河川等」という。)の行政監督に関する事務のうち、沖縄県知事が2級河川について行う水利使用の許可及び当該許可に係る河川法(昭和39年法律第167号)第75条の規定による処分に係る同意に関すること。 5 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第六条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の公示に関すること。 6 管理主任技術者の資格の認定に関すること。 7 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の規定による砂利採取業者(河川において砂利の採取を行うものに限る。)の監督に関すること。 8 公有水面(港湾内の公有水面を除く。)の埋立及び干拓の免許に関すること。 9 運河(港湾内の運河を除く。)の埋立及び干拓の免許に関する認可に関すること。 10 砂防法(明治30年法律第29号)第2条に規定する土地及び地すべり防止区域の指定に関する調査及び調整に関する事務のうち、行為の制限に関すること。 11 砂防法第2条の規定により指定された土地及び地すべり防止区域内における行為の制限に関すること。 12 国土交通大臣が行う海岸(港湾に係る海岸を除く。)の管理に関する事務のうち、海岸保全区域の占用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台帳の調整及び保管に関すること(河川課の所掌に属するものを除く。) 13 流域における水利に関する施策のうち、水利用の合理化及び水管理の適正化にかかるもの(水利使用の許可に関連するものに限る。)の調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。
------------	--

企画指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策に係る計画に関する調査及び関係地方公共団体との連絡調整に関すること。 2 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関すること。 3 事業評価に関すること並びに部の行う環境影響評価(港湾計画課及び港湾空港建設課の所掌に属するものを除く。)に関する審査及び調整に関すること。 4 都市行政、住宅行政及び建築行政に関する連絡及び調整に関すること。
-------	---

道路建設課

係	所掌事務
庶務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 他課との事務連絡、調整に関すること。 2 道路整備特別会計に係る営繕、宿舍費の実施計画に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、道路建設課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
計画第一係	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に関する整備及び保全に関する計画に関すること(計画第二係の所掌に属するものを除く。) 2 道路の整備、利用、保全その他の管理(これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。以下「道路の整備等」という。)に要する費用に関する資料の作成に関すること。 3 道路に関する調査に関すること(計画第二係の所掌に属するものを除く。) 4 道路整備計画に係る報告の受理に関すること。 5 道路に係る環境対策に関すること。
計画第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に関する整備等に関する長期計画に関すること。 2 道路の構造の調査に関すること。 3 道路の整備等に関する長期計画に関する調査に関すること。
改良係	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に関する工事(道路管理課の所掌に属するものを除く。)の実施の調整に関すること(構造係の所掌に属するものを除く。) 2 道路に関する工事の実施設計、施行及び検査その他の工事管理に関すること(構造係の所掌に属するものを除く。) 3 道路整備特別会計の事業費をもってする営繕に係る工事の設計、施工及び工事管理に関すること。 4 地方公共団体等からの委託に基づき、道路の整備等に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと(道路(道路管理課の所掌に属するものを除く。))

道路整備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の整備等の指導、監督及び助成に関すること(建設行政課の所掌に属するものを除く。) 2 指定区間外の一般国道、県道及び市町村道の整備及び保全に係る 3 指定区間外の一般国道路の新設及び改築の認可に関すること。 4 県道若しくは市町村道の道路管理者又は地方道路公社が行う有料道路に関する事業に関すること。 5 地方道路公社の定款の認可に関する事務のうち、道路の整備に関する基本計画の審査に関すること並びに地方道路公社の予算、事業計画及び資金計画に関する指導に関すること。
-------	---

道路管理課

係	所掌事務
管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の保全に関すること(維持修繕係及び建設行政課の所掌に属するものを除く。) 2 他の道路管理者が行う工事又は都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)その他の法律に基づく事業の施行に伴う道路に関すること。 3 道路の整備及び保全以外の管理に係る事務のうち、技術的審査に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、道路管理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
交通対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に係る交通安全対策に関すること。 2 地方公共団体等からの委託に基づき道路に係る交通安全対策に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。
電線共同溝係	<ol style="list-style-type: none"> 1 電線共同溝その他の電線類の地中化に関すること。 2 その他共同溝の整備に関すること。 3 地方公共団体等からの委託に基づき、共同溝の整備に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。
維持修繕係	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の保全(維持、修繕及び災害復旧(これに要する費用に関連する資料の作成に係るものを含む。)に係るものに限る。)に関すること。 2 地方公共団体等からの委託に基づき、道路の保全に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

機械係	<ol style="list-style-type: none">1 建設機械類(電気通信施設を除く。)に関する調査及び統計に関すること。2 前号に掲げるもののほか、建設機械類(電気通信施設及び港湾空港建設課の所掌に属するものを除く。)に関すること。3 建設機械類の貸付、監理及び処分に関すること。4 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。
-----	---